主要分野のKPI

(成果指標; Key Performance Indicators)

(社会保障分野抜粋)

- 1. 社会保障分野
 - 入院•外来医療
 - 薬剤・調剤
 - 介護
 - 国民の行動変容
 - 生活保護等
- 2. 社会資本整備等
 - コンパクト・プラス・ネットワークの形成
 - 公共施設のストックの適正化
 - 国公有資産の適正化
 - 民間能力の活用等
 - ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進
 - 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材 に係る構造改革

- 3. 地方行財政改革・分野横断的な取組
 - 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
 - 地方行財政の見える化
 - 地方行政分野における改革
 - IT化と業務改革、行政改革等
- 4. 文教·科学技術、外交、安全保障·防衛等 (文教·科学技術)
 - 少子化の進展を踏まえた教職員定数の見通しなど予算の効率化、エビデンスに基づくPDCA
 - 国立大学・応用研究への民間資金導入の促進、予算の質の向上・重点化

(外交、安全保障・防衛)

- ODAの適正·効率化かつ戦略的活用
- 効率化への取組・調達改革に係る取組等



重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	計画開始時の数 値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	省庁	KPIの把握 手段
	都道府県の公表をもって地域 医療構想策定として、測定	医療提供体制の 適正化に向けた 都道府県の取組 の進捗状況を評 価	-	47都道府県 (2016年度)	2回	年5月頃		省	厚生労働 省が県に 道府会

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	計画開始時の数 値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、急性期、回復期、慢性期)の必再原本がである。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	高度急性期、急性期、回復期機能については、病床機能率を 能については、病床機能率を 出 (①地域医療構想策定年度の 病床機能報率度の 病床機能報度の 病床機能報度の 病床機能療構想の 変病病床機能療構想の 変病床機能療構想の の地域医療制度の が成功 大成で での を変が がいては、 療療を は、 を変が がいては、 を変が がいては、 を変が がいては、 を変が がいては、 を変が がいては、 を変が がいる必要が がいるが を変が がいるが を変が がいるが を変が がいるが を変が がいるが を変が がいるが を変が がいるが での での での での での での での での での での			2020年度 中 会 で の 中 率 表 現 の も り で の も り で り で り で り る の り る り る り る り る り る り る り る り る り		3月頃 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	を把握	省	厚省機等算生物では、日本のでは、日本

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	値(時点)	(達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
要因を分析し、是正のた めの取組を医療費適正	げられた「外来医療費の適正 化に対する取組」を、医療費適	外来医療費の適 正化に向けた都 道府県の取組の 進捗状況を評価	1	47都道府県 (2017年度)	毎年度		前年度末 時点の数 値を把握		厚省道られ費計集労働都かさ療化り
費適正化計画策定を前	2016年度末時点で医療費適 正化計画を策定している都道 府県の数	入院・外来医療 費の適正化に向けた都道府県の 取組の進捗状況 を評価		おおむね半 数 (2016年度 末)	10		2016年度 末時点の 数値を把 握	省	厚省道 連 生が府提 た 適 画計 ま 計 集 は に は に は に は に は は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に は に に に に に に に に に に に に に

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	計画開始時の数 値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
正のための取組の進捗 状況を測る指標(後発医 薬品の利用勧奨など、 使用割合を高める取組 を行う保険者	合 ①自保険者の後発医薬品の数量シェア及び金額シェアを把握していること。②レセプトデータを活用し、例の類型の機能が表現の大変を担じている。類似の表現型の中の表現の大変を活用し、例の類型の大変を活用し、例の類型の大変を表現の大変を表現の大変を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を			100%	毎年度	※初期値の把 握は2016年	前数握	省	厚省険象組の確調施生が者にの有認査倒保対取施をる実
状況を測る指標(重複・ 頻回受診、重複投薬の 防止等の医療費適正化	「重複・頻回受診、重複投薬の 防止等の医療費適正化の取 組を実施する保険者」の具体 的な定義については、本年夏 頃の医療費適正化計画の一 部改正に向けて検討	外来医療費の適 正化に向けた都 道府県の取組の 進捗状況を評価	_	100%		※初期値の把	前年度の 数値を把 握	省	厚省険象組の確調施労全を、実無すを、実無すを、実無すを

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	計画開始時の数 値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
医療費適正化計画の 2023年度における医療 費目標及び適正化指標 に対する都道府県の進 捗状況	各都道府県の毎年度の医療 費及び医療費適正化計画に定 める適正化指標の進捗状況	入院・外来医療 費の適正化に向 けた都道府県、 保険者等の取組 の効果等を評価	1	2020年度時 点での十分 な進捗を実 現	毎年度		前年度の 数値を把 握	省	厚生労働 省が各都 道府県に 照会
		入院・外来医療 費の適正化(地 域差の是正)に向 けた都道府県、 保険者等の取組 の効果等を評価	-	半減を目指して年々縮小	毎年度	確化	の医療費 適正化基	厚生労働省	厚生労働 省が算出
	医療費の地域差等の定義については、本年夏頃の医療費適正化基本方針の一部改正の内容も踏まえて明確化	入院・外来医療 費の適正化(地 域差の是正)に向 けた都道府県、 保険者等の取組 の効果等を評価	1	見える化	毎年度	確化	の医療費 適正化基	厚生労働省	厚生労働省が算出
	主要疾病等の定義について は、本年夏頃の医療費適正化 基本方針の一部改正の内容も 踏まえて明確化		_	見える化	毎年度	確化	の医療費 適正化基	省	NDB分析 により、厚 生労働省 が算出

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	計画開始時の数 値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
	「地域包括診療料」「地域包括 診療加算」の施設基準の地方 厚生局への届出数	化に向けた医療 機関の取組の進 捗状況を評価	地域包括診療 料届出施設数: 93施設 地域包括診療 加算届出施設 数:4,713施設 (いずれも2015 年7月)	増加	毎年度	11~12月頃	7月時点の 数値を把 握	省	厚生労働 省 学 が 生 居 出 計
	500床以上の病院の受診者数に占める紹介状なしで受診した者の割合	外来医療の適正 化に係る国民行 動の変容に向け た国等の取組の 効果等を評価	(2011年)	500床以上 の病院で 60%以下	3年に1度	(次回は2018		厚生労働 省	患者調査 (厚生労働 省)

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
患者が1年間に受診した医療機関数	科を含む)した医療機関数ごと の受診者を、加入者数(3月末	化に係る国民行動の変容に向けた国等の取組の 効果等を評価	【協会(52.5% 1件:52.5% 1件:32.3% 2件:11.3% 3件:0.7% 5件组合:52.6% 1件:32.0% 2件:11.4% 3件:31.0% 4件:32.0% 2件:31.0% 4件:32.0% 2件:31.0% 4件:35.1% 4件:35.1% 4件:43.4% 14:4.19% 34:1.12.6% 44:1.12.6% 44:1.12.6% 44:1.13.6% 44:1.12.6% 44:1.12.6% 44:1.13.6	見える化	毎年度		前年3月の数据	厚生労働	医療問題(學習)

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握 手段
	7対1入院基本料の施設基準 の届出数(7月1日時点)、延 べ算定回数(月間)	の取組の効果等 を評価	(病床数) 369,700床 (2015年10月) (延べ算定回 数) 1,837,162回 (2014年)	縮小		(延べ算定回 数) 6月	(病年7月1 日数握 (回前数据 延数年数度 第 月を 第 月を 第 月を	厚生労働	(厚省厚のを (回社診別生床労地局出計 べ)医行査働数働方へ数 算療為厚)

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化施策群: 薬剤・調剤

		進捗管理、評価·点	計画開始時の数	目標数値	数値の把握	数値の把握		主担当府	
KPI	KPIの定義、測定の考え方	検の視点	値(時点)	(達成時期)	頻度	時期	速報性	省庁	KPIの把握手段
後発医薬品の品質確認 検査の実施	後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査の年間実施件数 ※「溶出試験等」:後発医薬品が先発医薬品と同等に作用することを確認するための試験	後発医薬品の信頼性向上に向けた国の取組の進 捗状況を評価	年間400品目程 度 (2015年度)	年間約900 品目 (2016年度) ※2016年度 予算におけ る想定品目 数	毎年度	7月頃	前年度の 数値を把 握	厚生労働 省	厚生労働者が 各都道府県から の報告に基づき 集計
後発医薬品の使用割合	医薬品及び後発医薬品	後発医薬品の使用促進に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価	 約56.2% (2015年9月 (医薬品価格調査)速報値)) ・59.2% (2015年9月最近の調剤医療費(電算処理分)の動向)) 	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2018年度 から2020年 度末まべく早い 時期)	格調査:2 年に1回程 度 ・最近の調 剤医療費	・医薬品価格項 ・最近の調 ・最近療費の動向:毎月	・格査す1数握 ・剤の~の把薬剤をる月を 近療向月を 近療向月値 近療向月を の費・利を	省	・医薬品価格調 ・医薬品価格調 ・要の調理を ・最近の調理を ・最近の調理を ・最近の調理を ・最近の調理を ・最近の調理を ・最近の調理を が関連を がのかいた。 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいり、 がいいり、 がいり、 がいり、 がいいり、 がし
医薬品のバーコード(販売 包装単位及び元梱包装 単位の有効期限、製造番 号等)の表示率	内用薬、注射薬、外用薬、特定生物由来製品、生物由来製品のそれぞれについて、販売包装単位別に耐力で、有効期限、製造番号又は製造記号、元梱包装単位における数量のバーコード表示率を算出	医薬品の流通改 善に向けた医薬 品関係者等の取 組の進捗状況を 評価	100%~1%(薬 の種類、表示単 位により異な る) (2014年9月末 時点)	100% ※左記の全 分類におい て100%を目 標数値とす る	毎年度	3~4月頃	前年9月末 時点の数 値を把握	厚生労働 省	医療用医薬品 における情報 化進捗状況調 査(厚生労働 省)

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:薬剤•調剤

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価·点		目標数値	数値の把握	数値の把握	速報性	主担当府	KPIの把握手段
		検の視点	値(時点)	(達成時期)	頻度	時期		省庁	, _ ,
200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	200床以上の病院における、(単品単価取引が行われた医薬品の販売総額) /(医薬品の販売総額) (%) ※「単品単価取引」: 卸売業者と医療機関・薬局の間で複数の品目が組み合わされている取引において、個々の単価で交渉し、単価を設定する取引	医薬品の流通改善に向けた医薬 品関係者等の取 組の効果等を評価	57.7% (2015年度上 期)	60%以上		5月、11月 頃	それぞれ3 月、9月時 点の数値 を把握	厚生労働 省	厚生労働省が 大手5卸売業者 に照会して把握
	チェーンにおける(単品	医薬品の流通改 善に向けた医薬 品関係者等の取 組の効果等を評 価	62.1% (2015年度上 期)	65%以上		5月、11月 頃	それぞれ3 月、9月時 点の数値 を把握		厚生労働省が 大手5卸売業者 に照会して把握
妥結率	局(20店舗以上)、その他の薬局、保険薬局計別	医薬品の流通改 善に向けた医薬 品関係者等の取 組の効果等を評 価	病院(総計): 94.3% チェーン薬局(20店舗以上): 97.0% その他の薬局: 99.0% 保険薬局計: 98.4% (いずれも2015 年9月)	見える化		5月、8月、 11月、2月 頃	それぞれ3 月、6月、9 月、前年12 月時点の 数値を把 握	省	厚生労働省が 日本医薬品卸 売業連合会加 盟会社50社に 照会して把握

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:薬剤•調剤

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	計画開始時の数 値(時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握 時期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手段
ン」に基づき設定する医薬	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数	かかりつけ薬局 等の実現に向け た薬局等の取組 の進捗状況を評	-	増加	毎年度	検討中	検討中	厚生労働 省	厚生労働省が算出
	かかりつけ薬剤師指導料及びか かりつけ薬剤師包括管理料の算 定件数	価 	_	増加	毎年度	6月頃	前年分を把握		社会医療診療行為別調査(厚生労働省)
	重複投薬・相互作用防止に係る 調剤報酬(重複投薬・相互作用防 止加算・処方箋変更あり)の算定 件数		重複投薬・相互作用 防止加算・処方箋変 更あり 71,502件 (2012-2014年の平 均)	2014年までの直 近3年の平均件 数の2倍(※)以 上 143,003件	毎年度	6月頃	前年分を把握		社会医療診療行為別調査(厚生労働省)
	各都道府県の、一人の患者が同一期間に2つ以上の医療機関から同じ薬効の処方を受けている件数		_	見える化		療費適正化基 本方針に向けた 分析の内容も踏			NDB分析により、厚 生労働省が算出
	調剤報酬における在宅患者訪問 薬剤管理指導料、介護報酬にお ける居宅療養管理指導費、介護 予防居宅療養管理指導費の算定 件数		14,618件 (2015年2月時点) ※介護予防居宅療 養管理指導費算定 件数を除く	增加		調剤報酬: 8月 下旬以解酬: 介護 保険事業状況 報告年報公表 時(公表時期は 未定)	前年分を把握		調剤医療費の動向調 査(厚生労働省) 介護保険総合DBの 分析により厚生労働 省が算出
	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発 医薬品の数量シェア			・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2018年度から 2020年度末まで のなるべく早い 時期)	回程度	・医薬品価格調査:12月頃 ・最近の調剤医療費の動向:毎月	・ 調施子 ・ 調施するの数 ・ 調施するの数 ・ 調施するの数 ・ 最極から ・ 最極が ・ 最極が ・ 最極が ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の		・医薬品価格調査(薬価本調査)(厚生労働省) ・最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない)

重要課題:医療·介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化施策群:薬剤・調剤

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点 検の視点	値(時点)	(達成時期)	数値の把握 頻度	時期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手段
重複投薬・相互作用防止 の取組件数	処方箋変更あり)の算定 供数	かかりつけ薬局 等の実現に向け た薬局等の取組 の進捗状況を評 価	重複投薬・相互 作用防止加算・ 処方箋変更あ り: 71,502件 (2012-2014年 の平均)	2014年まで の直近3年 の平均件数 の2倍(※) 以上 ※143,003件		6月頃	前年分を把握		社会医療診療行為別調査(厚生労働省)
	各都道府県の、一人の 患者が同一期間に2つ以 上の医療機関から同じ薬 効の処方を受けている件 数	4. 本日生の取名	_	見える化		医療費適正 化基本方針 に向けた分 析の内容も		省	NDB分析によ り、厚生労働省 が算出

-					4				
KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検 の視点	計画開始時の数値 (時点)	日標剱個 (達成時 期)	頻度	数値の把握 時期	速報性	主担当 府省庁	KPIの把握手段
構築のために必要な 介護インフラに係る第 6期介護保険事業計	全国の保険者が作成した第6 期介護保険事業計画における 各サービスの見込み量の合計 に対する各年度のサービス受 給者数の割合	地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村等の取組の進捗状況を評価	+	100% (2017年 度末)		事業状況	前年度3月 時点の数 値を把握	厚生労働省	介護保険事業状 況報告(厚生労 働省)
関の数	「在宅療養支援病院」「在宅療 養支援診療所」の施設基準の 地方厚生局への届出数	価	院:1,074機関 在宅療養支援診療所:14,562機関 (いずれも2015年 7月)	増加	毎年度	頃	7月時点の 数値を把 握	働省	厚生労働省が地 方厚生局への届 出数を集計
援総合事業の実施保	各年度における介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者の全保険者に占める割合	地域包括ケアシス テムの構築に向け た市町村等の取組 の進捗状況を評価	6% (2015年11月末時 点)	100% (2017年4 月)	1回			厚生労 働省	厚生労働省が各 都道府県を通じて 各保険者(市町 村)の条例等に基 づく実施状況を照 会

重要課題:医療·介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化施策群:介護

					•				
KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検 の視点	(時点)	日標剱個 (達成時 期)	頻度	数値の把握 時期	还知注	主担当 府省庁	KPIの把握手段
援事業、生活支援体制 整備事業の実施保険 者	•在宅医療•介護連携推進事	た市町村等の取組の進捗状況を評価	携推進事業:49.6%	100% (2018年4 月)	毎年度	9月頃	7月時点の 数値を把 握	厚生労働省	厚生労働省が各 都道府県を通じて 各保険者(市町 村)の条例等に基 づく実施状況を照 会
割合	合計に対する各年度の在宅	地域包括ケアシス テムの構築に向け た市町村等の取組 の進捗状況を評価	-	見える化		事業状況	前年度3月 時点の数 値を把握	厚生労働省	介護保険事業状 況報告(厚生労 働省)
費の適正化の方策を 策定した保険者	地域差の分析及び給付費の適 正化等の方策を策定(※)する 保険者の全保険者に占める割 合 ※具体的な判断基準について は、次期計画期間(2018年度 ~)に向けた介護保険事業計 画等に係る検討状況を踏まえ 検討	向けた保除者(市	-	100% (2018年4 月)	3年に1回	2018年4月 頃	2017年度 末の状況 を把握	厚生労働省	厚生労働省が各 都道府県を通じて 各保険者(市町 村)の状況を照会

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検 の視点	計画開始時の数値 (時点)	日標剱但 (達成時期)	頻度	数値の把握 時期	速報性	主担当 府省庁	KPIの把握手段
	要介護度別認定率について年齢調整を行った上で都道府県・市町村間比較地域差の具体的な定義については、医療の地域差の検討状況を踏まえた検討が必要であることから、更なる地域差分析を行い、本年夏頃を目途に明確化	要介護認定率の地域差の縮小に向けた保険者等の取組の効果等を評価	ł	縮小		事業状況	前年度の 数値を把 握	厚生労働省	介護保険総合DB の分析により厚 生労働省が算出
たり介護費の地域差	一人当たり介護費(施設、居住系、在宅、合計)について年齢調整を行った上で都道府県・市町村間比較地域差の具体的な定義については、医療の地域差の検討状況を踏まえた検討が必要であることから、更なる地域差分析を行い、本年夏頃を目途に明確化	綋小に向けた	t	縮小		事業状況	前年度の 数値を把 握	厚生労働省	介護保険総合DB の分析により厚 生労働省が算出
金による介護人材の資 質向上のための都道	(都道府県数) 基金による介護人材の資質の 向上に関する事業を実施する 都道府県の数 (研修受講人数等) 都道府県の定める研修受講人 数等に関する目標に対する実 績値の割合(全国値)	介護人材の資質向 上等に向けた都道 府県等の取組の進 捗状況を評価	_	(都道府 県数) 47都道府 県 (研修受 講人数 等) 100%			前年度の 数値を把 握	厚生労働省	厚生労働省が各 都道府県に照会

		1							
KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
て、一般住民を対象としたインセンティブを推進 たインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)の数	①加入者等の予防・健康づくりの取	予防・健康では ・健康では では では のの では では では では では では では では では では	t	800市町村		※初期値の把	前年度の数値を把握	働省	厚生労働省を関係を受ける。とのでは、の無いでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の
て、加入者を対象とした インセンティブを推進す る被用者保険の保険者 の数	組や成果に対しポイント等を付与	予防・健康づく りに係る国向け た保険者の取 た保険状況を評 価	-	600保険者			前年度の 数値を把 握	働省	厚生労働省を対の実施確実に、のの認実ををを実施を変変をを変える。

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	述報注	主担当府 省庁	段
加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者		進捗状況を評価 	_	100%	毎年度	7月頃 ※初期値の 把握は2016 年	前年度の数値を把握	働省	厚が対の無調生分の無調を変える。無調を変える。とのでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
て生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数、広域連合の数		組の進捗状況を評価		800市町村 24広域連合	毎年度		前年度の整理を把	厚働生労	厚生対の無調の無いでは、のいでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	段
防に関する活動を行う保 険者協議会の数	協議会の数 ①集合契約の成立に向けた連絡調整を行っている他、がん検診等の各	進捗状況を評価	1	47都道府県の協議会	毎年度	※初期値の把	前年度の と		厚生会に施認実とは、のすがは、のすがは、のすがは、のすがは、のすがは、のすがは、のすがは、のすが

	-								
KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
	①日味酸会型のでは、生物では、生物では、生物では、生物では、生物では、生物では、生物では、生物	後発医のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		100%		※初期値の 把握は2016 年	前の変換を担じています。	· 働省	厚が対の無調の無調の無調のでは、の認実を査が、の認実を査がしている。
健康寿命	健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)	疾病予防等に係 る国民の行動変 容に向けた保険 者等の取組の効 果等を評価	男性/1.19歳 女性74.21歳 (2013年)	男性 71.42歳 女性 74.62歳 (2020年) ※1歳以上延 伸 (2010年比)	3年に1回		前々年の 数値を把 握(次回は 2016年の 数値を 2018年3月 頃公表)	働省	国民生活基 礎調査(大規 模調査)

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
生活習慣病の患者及び リスク者 【①2022年度までに糖尿 病有病者の増加の抑制 1000万人】	①国民健康・栄養調査により 把握される各年度の糖尿病 有病者の人数	生活習慣病予防に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価	年)	①糖尿病有病 者の増加の抑 制1000万人 (2022年度ま で)		①冬頃	①前年度 の数値を 把握	厚生労働省	①国民健康· 栄養調査(拡 大調査)(厚 生労働省)
	②「特定健診・特定保健指導の実施状況」により把握される当該年度のメタボリックシンドロームの予備群及び該当者数の2008年度に対する減少率		年度)	②メタボ人口 2008年度比 25%減 (2020年まで)	②毎年度	②夏頃	②前々年 度の数値 を把握		②特定健診・ 特定保健指 導の実施状 汎(厚生労働 省)
圧の改善(収縮期血圧	③国民健康・栄養調査により把 握される各年度の収縮期血圧の 男女別平均値		③男性138mmHg、 女性133mmHg (2010年)	③高血圧の改善(収縮期血 圧の平均値の 低下)男性134 mmHg、女性 129mmHg (2022年度ま で)	③毎年度	③冬頃	③前年度 の数値を 把握		③国民健康· 栄養調査(厚 生労働省)

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
健診受診率(特定健診 等)	①各年度における特定健診 対象者に占める当該年度に おける特定健診受診者の割 合	健診受診率向上 に係る国民の行 動変容に向けた 保険者等の取組 の効果等を評価	①47.6% (2013年度)	①特定健診受診率70%以上(2017年度)	①毎年度	①夏頃	①前々年 度の数値 を把握		①特定健 診・特定保 健指導の実 施状況 生労働省)
	②各年度における40~74歳 人口に占める当該年度に健 診(特定健診を含む)を受診し た者の割合		②66.2% (2013年度)	②健診受診率 (40~74歳)を 80%以上(特 定健診を含む) (2020年まで)			②前年の数 値を把握 (次回は 2016年の数 値を2017年 7月頃公表)		②国民生活 基礎調査 (大規模調 査)(厚生 労働省)
後発医薬品の使用割合		後発医薬品の使 用促進に係る国 民の行と保 の取組の効果 を評価	 約56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査)速報値)) ・59.2% (2015年9月最近の調剤医療費(電算処理分)の動向)) 		年に1回程 度 ・最近の調	向:毎月	格調査:調 査を実施	厚生労働省	・調調労 ・ 医査査働 ・ 医療理厚 ・ 保調一内セな は、(省) ので、(紙) のののので、 ので、(ので、)ので、で、(ので、)ので、 ので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
ど高齢者のフレイル対策 に資する事業を行う後期		フレイル対策に 係る保険者の取 組の進捗状況を 評価	1	47広域連合	毎年度	7月頃	前年度の 実施状況 を把握		厚生労働省 が各広域連 合に照会
	づくがん検診の受診勧奨等 の取組に関する精度管理・事	がん検診に係る 国民の行動変町 に向けた市区町 村の取組の進捗 状況を評価	_	100% (2016年) ※進進2016年 対計度でですででは、	毎年度		前年度の数値を把握	働省	厚生労都道での場所を一次である。

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
		国民の行動変容に向けた市区町	女性33.8% 肺がん: 男性47.5% 女性37.4% 大腸がん: 男性41.4% 女性34.5% 子宮頸がん: 女性42.1% 乳がん: 女性43.4%	が率(うく) が本(いない) が本(で) が、当ず年 (大) が、当ず年 (大) が、当ず年 (大) が、当ず年 (大) が、当ず年 (大) が、当がまで (大) が、が、 (い) が、 (い)	3年に1回		前年の数値を把は 2016年の 数値を 2017年7 頃公表)	厚街	国民生活基 礎調査(大規 模調査) 生労働省)
がんによる死亡者	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)	がん対策に係る国民の行動変に向けた国、ウン共団体等の方公共団体等を取組の効果等を評価	79.0 (2014年)	が整2016年で の10年年少 の10年年少 20% 20% 20% 20% 20% 20% 20% 2005年 2005年 200	毎年度		前年の数値を把握		国立がのできませんが、というでは、国立では、関連では、関連をは、関連を関係を関係を関係しています。 おい はい

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
したデータヘルスの取組 を行う保険者数	の数	加入者の健康維持等に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	(P) ANY	全保険者(2017年度)	毎年度	10~12月頃	前年度の数値を把握	厚生労	厚生子の場合である。

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	数値の把握 頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
健診機関(民間事業者も 含む)を活用する保険者	①健診情報などを個人にわかりやすく 提供する健診機関。 ②当日中に健診結果をもとにした保健 指導を実施できる体制を整えている健 診機関。 ③個人の健康・医療情報を管理・活用 できる仕組みを提供する健診機関。 ④要精検対象者への二次検診の勧奨 および管理を実施している健診機関。	加入者の健康維 持等に向けた保 険者の取組の進 捗状況を評価	_	計画策定の全 保険者 (2017年度)		※初期値の 把握は2016 年	前年度の 数値を把 握	厚生労働省	厚生労働省 が各保会 に照会
病の重症疾患の発症 率、服薬管理率等の加 入者の特性に応じた指 標によりデータヘルスの 進捗管理を行う保険者	険者の数 ①毎年各指標を算出し、経年的に管理している。 ②各指標をもとに課題を抽出し、データ ヘルス事業に活用している。	加入者の健康維 持等に向けた保 険者の取組の進 捗状況を評価	1	データヘルス 計画策定の全 保険者 (2017年度)		把握は2016 年	前年度の 数値を把 握	働省	厚生労働省 が各保険者 に照会
健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数	数	社員の健康維持 等に向けた企業 の取組の進捗状 況を評価	1	500社		7月頃 ※初期値の把 握は2016年	前年度の 数値を把握		厚生労働省 が 照 会

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
サポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数	①所属する保険者が健康宣言等の取組を有し、その取組において以下の i ~ iii から少なくとも一つの項目とiv の項目が含まれていること。v ~ viiの項目は努力目標。②その取組に企業等が参加し、健康宣言を行っていること。 i (企業等が)従業員の健康課題の把握と必要な対策(具体策)の検討を行うこと。 ii (企業等が)ペルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等な土台作りとワークエンゲイジメント(具体策)の取組を行うこと。 iii (企業等が)健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた基礎的、後康等が)健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。vi (企業等が)健康宣言の社内外への発信を実施すること。vi (企業等が)健康可くり担当者を一名以上との従業等が)健康でしていないににて)40歳以上の従業員の健診データを提供すること。vi (企業等が保険者の求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データを提供すること。vii (企業等が)従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自己申告)。			1万社		※初期値の把握は2016年	握	働省	厚生労働省に照会
保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数	ケア事業者の数	保険者によるのがまるのででは、大阪をでは、大阪をできません。	_	100社		※初期値の把	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省 が各保会 に照会

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・ 点検の視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握時 期	述報注	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
推行学、生活省債病の 重症疾患の発症率、服 薬管理率等の改善状況	肥満に分類され、かつ血圧や血糖値		1	見える化	毎年度		前年度の数値を把握		厚生労働省

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化 施策群:生活保護等 数値の把握数値の把握 進捗管理、評価・点検の 計画開始時の数値 主担当府 KPIの把握手 目標数値 KPI KPIの定義、測定の考え方 速報性 (時点) (達成時期) 時期 視点 頻度 省庁 段 毎年度 就労支援事業等の参加率 保護の実施機関が就労可 厚生労 厚生労働省 被保護者の就労の実 47.9% 60% 秋頃 前年度の 数値を把握 働省 能と判断する被保護者のう (2015年度目標値 (2018年度 現に向けた自治体の が各都道府 ※就労可能な者に関する就ち、就労支援事業等(被保 平均) まで) 取組の進捗状況を評 県等を通し 労状況や支援状況等につ |護者就労支援事業、被保護 て照会 いてデータを収集し、順次 者就労準備支援事業、生活 「見える化」を進めた上で、 保護受給者等就労自立促 KPIについては、2016年度 |進事業、その他の就労支援 に再検討 事業をいう。以下同じ。)に |参加した者の割合をもって 測定 就労支援事業等に参加した 就労支援事業等に参加した 毎年度 前年度の 厚生労 50% 秋頃 厚生労働省 |被保護者の就労の実 |44.5% 者のうち、就労した者及び 者のうち、就労した者及び就規に向けた自治体の (2018年度 数値を把 (2015年度目標値 働省 が各都道府 就労による収入が増加した | 労による収入が増加した者 平均) まで) 取組の効果等を評価 県等を通し 者の割合 の割合をもって測定 て照会 ※就労可能な者に関する就 労状況や支援状況等につ いてデータを収集し、順次 「見える化」を進めた上で、 KPIについては、2016年度 に再検討 「その他世帯」の就労率(就「その他の世帯」(高齢者世 毎年度 被保護者の就労の実 34.3% 45% 夏頃 前年7月末 厚生労 被保護者調 労者のいる世帯の割合) |帯、母子世帯、障害者世 (2014年度) (2018年度 日時点の 現に向けた自治体の 働省 杳(厚生労 帯、傷病者世帯のいずれに 数値を把 まで) 取組の効果等を評価 働省) ※就労可能な者に関する就しまい世帯をいう。以 労状況や支援状況等につ 下同じ。)のうち、就労者の いてデータを収集し、順次 いる世帯の割合をもって測 「見える化」を進めた上で、 定 KPIについては、2016年度 に再検討 就労支援事業等を通じた脱一就労支援事業等に参加した 見える化 毎年度 前年度の 厚生労 被保護者の就労の実 秋頃 厚生労働省 却率 者のうち、就労又は収入の 数値を把 現に向けた自治体の 働省 が各都道府 |増加により、生活保護が廃 取組の効果等を評価 県等を通し |止となった者の割合をもって て照会 測定

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化 施策群:生活保護等 進捗管理、評価・点検の 数値の把握 数値の把握 主担当府 KPIの把握手 計画開始時の数値 目標数値 KPI KPIの定義、測定の考え方 速報性 (時点) (達成時期) 時期 省庁 視点 頻度 段 被保護者の就労の実 厚生労働省 就労支援事業等の自治体 以下の事項の都道府県別 見える化 毎年度 厚生労 秋頃 前年度の ごとの取組状況 等の状況 数値を把 現に向けた自治体の 働省 が各都道府 取組の効果等を評価 県等を通し ①保護の実施機関が就労 て照会 可能と判断する被保護者の うち、就労支援事業等に参 加した者の割合 ②就労支援事業等に参加した 者のうち、就労した者及び就労 による収入が増加した者の割 見える化 「その他世帯」の就労率等 以下の事項の都道府県別 被保護者の就労の実 毎年度 (1)夏頃 ①前年7月 厚生労 被保護者調 の自治体ごとの状況 等の状況 末日時点 現に向けた自治体の 働省 查(厚生労 ②12月頃 の数値把 働省) 取組の効果等を評価 ①「その他の世帯」のうち、 就労者のいる世帯の割合 ②前年度 ②「その他の世帯」の廃止理 の数値を 把握 |由のうち収入の増加により 生活保護が廃止となった世 帯の割合 医療扶助の適正化に向け 後発医薬品の使用割合が 100% 毎年度 夏頃 医療扶助の適正化に 当年度の 厚生労 厚生労働省 た自治体における後発医薬 75%に達していない自治体の 向けた自治体の取組 (2016年4 数値につ が各都道府 働省 品使用促進計画の策定率 うち、計画を策定した自治体 月末) いて、策定 県等を通し の進捗状況を評価 期限である 数の割合をもって測定 て照会 4月末から 早期に把 頻回受診対策を実施する自り 頻回受診にかかる指導対象 医療扶助の適正化に 100% 毎年度 夏頃 当年度の 厚生労 厚生労働省 治体 者(主治医訪問等の結果、 (2016年4 数値につ 向けた自治体の取組 働省 が各都道府 適正受診日を超える受診日 月末) いて、策定 県等を通し の進捗状況を評価 数であることが判明した者を 期限である て照会 いう。以下同じ。)がいる自 4月末から 早期に把 治体のうち、適正受診指導 を実施している自治体数の 割合をもって測定

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:生活保護等									
KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の 視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握 時期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
生活保護受給者の後発医薬品の使用割合	以下の算定式により測定 後発医薬品の使用割合= 後発医薬品の数量/(後発 医薬品のある先発医薬品の 数量+後発医薬品の数量)	医療扶助の適正化に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	(2015年6月審査 分)	75% (2017年 (201	毎年度	1月頃	当年度6月 審査分の 数握	働省	医療扶助実態調査(管理) 医腺素性 (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本)
頻回受診者に対する適正 受診指導による改善者数割 合	頻回受診にかかる指導対象者のうち、ケースワーカー等の適正受診指導により頻回受診が改善した者の数の割合をもって測定	医療扶助の適正化に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	象者範囲では 46.0%(2013年度)	目標値について 標は、指 のが囲いで のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	毎年度	秋頃	前年度の 数値を把 握		厚生労働省 が各都道府 県等を通し て照会
生活保護受給者一人当たり 医療扶助の地域差	生活保護受給者一人当たり 医療扶助の地域差を見える 化していく	医療扶助の適正化 (地域差の是正)に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	_	見える化	毎年度	冬頃	前年度の 数値を把 握	働省	医療扶助実 態調査(厚 生労働省)

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:生活保護等									
KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の 視点	計画開始時の数値 (時点)	目標数値 (達成時期)	頻度	数値の把握 時期	速報性	主担当府 省庁	KPIの把握手 段
後発医薬品の使用割合の 地域差	生活保護受給者の後発医 薬品の使用割合(都道府県 別等)	医療扶助の適正化 (地域差の是正)に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	1	見える化	毎年度	1月頃	数値を把 握	厚生労 働省	医療扶助実態調査(厚生労働省)
生活困窮者の年間新規相談件数 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	窮者からの相談があったことをもって新規相談件数とし 測定	制度の着実な推進に 係る自治体の取組の 進捗状況を評価	t	40万件 (2018年度 まで)			前年度の 数値を把 握		厚生労働省 が各都道府 県等を通し て照会
成件数 ※本制度は2015年4月に施 行されたものであるため、 施行状況を踏まえてKPIに ついて2016年度に再検討	を決定した件数をもって測定	生活困窮者自立支援 制度の着実な推進に 係る自治体の取組の 進捗状況を評価		年間新規相 談件数の 50% (2018年度 まで)	毎年度	5~6月頃	前年度の 数値を把 握	厚生労 働省	厚生労働省 が各都道府 県等を通し て照会
自立生活のためのプランに 就労支援が盛り込まれた対象者数 ※本制度は2015年4月に施 行されたものであるため、 施行状況を踏まえてKPIに ついて2016年度に再検討	プラン作成に至った件数のうち、プランに就労支援が盛り ち、プランに就労支援が盛り 込まれた者の数をもって測 定	生活困窮者自立支援 制度の着実な推進に 係る自治体の取組の 進捗状況を評価	-	プラン作成 件数の60% (2018年度 まで)		5~6月頃	前年度の 数値を把 握	厚生労働省	厚生労働省 が各都道府 県等を通し て照会

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化 施策群:生活保護等 進捗管理、評価・点検の 計画開始時の数値 日標数値 数値の把握数値の把握 主担当府 KPIの把握手 KPIの定義、測定の考え方 速報性 KP I 視点 (時点) (達成時期) 頻度 時期 省庁 段 厚牛労 |就労支援プラン対象者のう |就労支援プラン対象者(プラ 生活困窮者自立支援 45% 毎年度 5~6月頃 前年度の 厚生労働省 ち、就労した者及び就労に「ンに就労支援が盛り込まれ (2018年度 数値を把 働省 制度の着実な推進に が各都道府 よる収入が増加した者の割 た者)のうち、就労した者及 まで) 握 県等を通し 係る自治体の取組の び就労により収入が増加し 効果等を評価 て照会 た者の割合をもって測定 ※本制度は2015年4月に施 |行されたものであるため、 施行状況を踏まえてKPIに ついて2016年度に再検討 生活困窮者自立支援制度 自立相談支援機関で受け付 生活困窮者自立支援 見える化 毎年度 5~6月頃 前年度の 厚生労 厚生労働省 の利用による就労者及び増けた相談のうち、①プラン作 制度の着実な推進に 数値を把 働省 が各都道府 成支援により就労した者、増係る自治体の取組の 収者数増加効果 県等を通し 収した者、②プランを作成せ 効果等を評価 て照会 ず他機関につないだ後に就 労した者、増収した者として 測定 生活困窮者自立支援制度 都道府県における、以下5 見える化 毎年度 5~6月頃 前年度の 生活困窮者自立支援 厚生労 厚生労働省 の仟意の法定事業及び法 つの事業の実施割合をもつ 数値を把 制度の着実な推進に 働省 が各都道府 定外の任意事業の自治体 て測定 係る自治体の取組の 県等を通し ごとの実施状況 ·就労準備支援事業 効果等を評価 て照会 ·家計相談支援事業 -一時生活支援事業 ・子どもの学習支援事業 •生活保護受給者等就労自 立促進事業

[※]生活保護制度や生活困窮者自立支援制度関係の一部のKPIについては、必要なデータを収集した上で、2016年度に再検討することとされている。このため、

[・]生活保護制度については、「①就労支援事業等に参加していない者の就労・求職活動等の状況」、「②同事業等の参加者の就労・増収に向けたステップアップの状況」を、

[・]生活困窮者自立支援制度については、「①プラン作成を通じた継続的支援を経ずに他機関へのつなぎや情報提供等を行っている相談対応の実態」、「②就労・増収に向けたステップアップ の状況」を、

それぞれ新たに把握することとした。